

令和5年度第2回文化財保護審議会 議事録

日 時：令和6年2月5日（金）午前10時から正午まで
場 所：宮城県行政庁舎4階 特別会議室
出 席：荒木委員、永広委員（会長）、近江委員、川島委員（副会長）、菅野委員、
菊池委員、永井委員、長岡委員、長谷川委員、平吹委員
欠 席：佐藤委員

○司会（金野総括）

予定のお時間より少々早いのですが、開催させていただいてもよろしいでしょうか。
ただいまから、令和5年度第2回宮城県文化財保護審議会を開催いたします。
開会に当たりまして、宮城県教育庁 副教育長 佐藤芳明から御挨拶を申し上げます。

○佐藤副教育長

「令和5年度 第2回宮城県文化財保護審議会」の開催に当たり、一言、御挨拶を申し上げます。

本日は、年度末の御多忙のところ、御出席いただき、誠にありがとうございます。また、本日が現任期での最後の審議会と聞いております。委員の皆様方におかれましては、日頃より、本県の文化財保護行政の推進につきまして、御指導と御協力を賜っておりますことに、重ねて感謝を申し上げます。

さて、本日は、今年度第1回目の審議会で御協議いただきました「宮城県指定文化財 指定諮問リスト」の中から、類聚三代格(るいじゅさんだいきやく)の有形文化財指定の検討状況を報告し、今後の指定に向けた御審議を賜るとともに、その後、事務局から、国及び県指定文化財の事務処理状況等について報告させていただきます。長時間にわたる会議となりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

結びに、委員の皆様におかれましては、これまでも指定文化財リストの整備等について貴重な御意見等をいただいているところですが、県といたしましては、文化財保存活用大綱の趣旨を踏まえ、今後も文化財の保存と活用に努めてまいりますので、引き続き、御指導を賜りますようお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○司会（金野総括）

続きまして、本日の審議会の定足数について報告いたします。本日は、委員総数11名のうち、10名の皆様に御出席いただいておりますので、文化財保護審議会条例第6条第2項に規定する会議の定足数を満たしておりますことを御報告申し上げます。

議事に入ります前に、佐藤副教育長は、次の予定がありますことから、ここで退席をさせ

ていただきます。

続いて、議事に移りたいと存じます。ここからは、文化財保護審議会条例第6条第1項の規定により永広会長に議長をお願いいたします。

○永広会長

それでは、よろしくお願いいたします。まず、議事に入ります前に、本日の議事内容の協議事項にあります「県指定文化財の指定に向けて」の内容には、公開されていない個人情報等が含まれておりますことから、情報公開条例第19条により、非公開とさせていただきたいと思いますが、皆様の御意見をお聞かせいただきたいと思います。委員の皆様いかがでございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、情報公開条例第19条の規定により、3分の2以上の多数の御意見がありましたので、本日の令和5年度第2回宮城県文化財保護審議会の協議事項「県指定文化財の指定に向けて」は、非公開とさせていただきます。

(1) 協議事項 【非公開】

(2) 報告事項 【公開】

○永広会長

特に、皆様から御意見がなければ、協議事項については、ここで閉じさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

このあと、報告事項がありますが、最初の予定では少し会議が長くなるので、途中で休憩というようなことが考えておりましたが、どういたしましょうか。

10時55分から再開ということで、一旦休憩に入りたいと思います。

休憩

○永広会長

お揃いだと思しますので、再開したいと思います。

報告事項については、公開とさせていただきたいと思います。傍聴、或いは、報道の方いらしたら入っていただいでください。

○光岡

傍聴者はおりません。

○永広会長

それでは、「文化財保護に係る諸報告について」、事務局から説明をお願いします。

○白崎

報告事項といたしまして、「文化財保護に係る諸報告」について御説明いたします。

資料は、協議事項の続きのページで、横組みになっております「2 報告 文化財保護に係る諸報告について」と記しました目次を御覧ください。

今回の報告事項は、本課の経常的業務である法令手続き処理について、今年度の7月1日から、12月末までの案件について御報告いたします。

内容としましては、「イ」として、宮城県文化財保護審議会松島部会について、「ロ」として、県指定文化財の法令処理について、「ハ」として県内の文化財の国指定・選定・登録等について、「ニ」として国指定等の文化財の法令処理についてでございます。

まず、1ページをお開きください。「イ」としまして、「宮城県文化財保護審議会松島部会」につきまして、今年度の7月から12月までの内容を報告いたします。

松島部会は、特別名勝松島に係る現状変更の協議と諮問、そして、事務局決裁事項の報告を行うもので、原則として2カ月に1回、偶数月に開催しております。また、毎月1回、部会長決定による現状変更の審議も行っております。これまで半年間の開催状況は、右の表のとおりです。

なお、8月は協議事項・諮問事項がなかったため、部会を開催しておりません。期間内に審議した事項は、合計で、現状変更に係る「諮問」事項が43件、現状変更に係る「協議」事項が4件となっております。

2ページからは、「ロ 県指定文化財の法令処理について」です。2ページの「1～3」は、「県指定文化財の記念物」、いわゆる史跡名勝天然記念物に関する事項であります。「1 現状変更等の処理件数」については、令和5年度中はこれまで、天然記念物の1件の現状変更を処理しております。

その内容は、「2 現状変更処理一覧」にありますが、県指定天然記念物の「高蔵寺カヤの群生林」の現状変更の申請に対し、許可をしております。具体的な内容は、次の3ページに紹介しておりますので、御覧ください。

「高蔵寺カヤの群生林」は、角田市の高蔵寺阿弥陀堂裏を中心とした約50アールの範囲に、カヤが84本群生しているものであり、樹齢は300年～400年と推定されております。カヤの生息地としては北限に近く、カヤの群生林としては県内でも珍しいことから、平成17年に県指定天然記念物に指定されております。

今回の現状変更の内容及びその理由としましては、当該天然記念物の樹木診断が行われまして、その結果、阿弥陀堂西側の通路横の立木3本が腐朽し、健全な部分がほとんどないということが判明したことから、通路を歩く参拝者の安全確保の観点からこれを伐採するというものと、このほか、倒木の恐れのある1本について、ロープで健全な樹木に固定して

倒木の防止を図る、という内容の現状変更の申請でございます。

その申請に対する処理としましては、これらの現状変更の内容は、樹木医の診断と対応策に基づくものであり、天然記念物の保全と通路の安全対策上やむを得ないと認められることから許可いたしました。

また、2ページにお戻りください。「3 県指定記念物の滅失・き損」として、2件の届け出がありました。2件とも天然記念物の植物であり、仙台市に所在する「賀茂神社のイロハモミジ」と、蔵王町に所在する「平沢弥陀（みだ）の杉」について、いずれも、枝が折れたという内容のき損の届出があり、受理しております。

続いて、4ページを御覧ください。「5 県指定「有形文化財」の現状変更等・修理・き損」についてですが、表の上段は、県指定の美術工芸品「銅造観音像懸仏」について、所有者である熊野那智神社に新たな収蔵施設を整備したことから、施設整備の期間、一時的に東北歴史博物館に寄託していた資料の一部について、熊野那智神社の収蔵施設に戻すという所在場所の変更に係る届出の受理でございます。

また、下段の県指定建造物「宮城県知事公館正門（旧仙台城門）」につきましては、その下に写真とともに概要をお示ししましたが、経年の劣化により、屋根瓦の軒先の丸瓦の瓦当が脱落したり、軒先瓦の瓦当の裏側に塗りこめた漆喰が、部分的に脱落したりしたというき損に対して、屋根瓦を一旦解体し、破損した瓦を交換し、状況に応じて屋根の下地を補修するという内容の修理届が提出され、これを受理しております。傷んだ部分の修理をするもので、傷んでいない瓦は再度使用するというので、建物の保存上やむを得ないものと考えております。

5ページの「7」は、「県指定有形文化財の公開許可」に関するものです。先ほど所在場所変更の御報告をしました、熊野那智神社所有の「銅像観音像懸仏」について、県指定文化財となっているものが122面あるのですが、そのうちの6面が、名取市歴史民俗資料館展示室に、9面が東北歴史博物館の総合展示室で公開されるということで、公開許可の申請があり、いずれも許可しております。

次に、国の指定等に係る案件の御報告をします。6ページを御覧ください。

「1」としまして、国の文化審議会が、新たに国の登録有形文化財に登録することを答申した「登録有形文化財（建造物）の登録」に関する御報告です。

石巻市北上町にあります、「旧鈴木家住宅板倉」と、「旧佐々木家住宅板倉」は、北上川下流域に特徴的にみられる、柱を密に立て並べて、その間を板壁とした、いわゆる「繁柱」形式の板倉です。これらが現在建っている場所は、かつて登録有形文化財に登録されていた「旧北上町役場」があった場所なのですが、その「旧北上町役場」は、東日本大震災の津波によって完全に流失してしましまして、その跡地に、今回の2棟の板倉が移築保存されているものです。実は、その「旧北上町役場」も、今回の2棟の板倉も、熊谷産業という、石巻市北上町で茅葺屋根工事を営んでいる業者の社長の熊谷秋雄さんが所有しているものです。その熊谷さんは、文化財建造物の保存にも非常に熱心な方で、これらを保存するために譲り

受けたものを、観光拠点施設として、建物の価値を損なわないように保存し、現在は飲食店として活用しているものです。

いずれも近傍の集落で、かつて米倉として利用されていたものですが、屋根の妻飾りや、出入り口の廂を支える部材などに彫刻が特徴的な建物として、登録されることになりました。

次の7ページを御覧ください。ここに掲載しております「津島神社」は、登米市迫町佐沼に所在する神社であり、本殿と拝殿は、大正から昭和にかけて東北地方の寺社建築の彫刻を手掛けた彫物師の石井寅正（仙台の定義如来や、登米市の横山不動尊の諸建築も手掛けている）や、その弟子たちが携わったことが棟札に残っており、造形の規範となっている近代和風建築として登録されることになったものです。併せて、境内に立つ昭和10年建築の神輿電も本殿、拝殿とともに、境内の歴史的景観を形成する建物として一緒に答申を受けております。

今回の答申を受けて、宮城県内の登録有形文化財の建造物の登録件数は全部で210件となります。

次に、国指定文化財に係る法令処理について御報告します。

8ページを御覧ください。「1」は、「国指定の史跡、名勝、天然記念物の現状変更等の処理件数」です。一覧表の縦列に、「許可」と、「副申・申請件数」とありますが、「許可」は文化庁から宮城県教育委員会に権限が委譲されている案件の処理件数を、「副申・申請件数」は文化庁が許可する案件の処理件数です。

全体を通して、概ね例年と同様の件数となっておりますが、特別名勝松島に関しましては、特に、「副申・申請件数」の数が減っております。これは、今年度初頭から、新たに改訂された保存活用計画の運用が始まりまして、それに伴って文化庁から県と市への権限移譲範囲がやや広がったことに伴うものです。昨年度の今の時期の当該件数を調べたところ、許可件数が120件、副申申請件数が19件でしたので、それらと比べると、やはり、国許可件数が減り、県許可件数が増えて、トータル件数は昨年度と同程度であることが確認できました。

続く9ページ以降は、ただ今、御報告した「2 国指定記念物の現状変更の処理一覧」です。史跡は斜面災害復旧、発掘調査、建物解体、環境整備工事、樹木伐採等に関するものです。特別名勝松島が多数続きますが、電柱の建て替えや、住宅・店舗等の新築、太陽光発電設備の設置など、多岐にわたっております。104番以降は天然記念物の現状変更で、6件処理しております。

次に、14ページを御覧ください。「3」の「国指定記念物の滅失・き損」としまして、資料には「鹽竈神社の鹽竈ザクラ」の1件を掲載しておりますが、間違えて前回報告分を掲載してしまいましたので、削除をお願いします。

次の15ページは、「4 国宝・重要文化財の現状変更等・滅失・き損」についてです。「瑞巖寺の本堂障壁画」に関する修理届がありました。

ここで、資料の文字訂正をお願いします。表の内容の欄の1行目の真ん中に、「寒山取得図」とありますが、「取得」の「取」という字を、手へんに合う「拾」、拾うという字に訂正いたします。寒山と拾得という名前の中国の僧の図というものです。

この「附紙本墨画猪頭・寒山拾得図(つれたりしほんぼくがちょう・かんざんじつとくず)」は、重要文化財の附指定を受けております、瑞巖寺本堂の「墨絵間」にあります10面の障壁画でありまして、そのうちの2面の本紙料紙に、一部剥離がみられたことから、文化庁調査官の立会のもと、応急処置が行われたものの修理届を、文化庁へ進達しております。

最後の16ページは、「5 国宝・重要文化財等の公開許可」に関するもので、公開承認施設である東北歴史博物館で、重要文化財の「紙本墨書熊野新宮寺一切経」36巻と「銅像熊野那智神社懸仏」12面について、それぞれ表に示した公開期間で常設展示を行ったものに対する事後報告を処理いたしました。

以上、令和5年7月から12月まで本課で取り扱いました文化財保護に係る案件の御報告でした。報告事項は以上でございます。

○永広会長

私から一点細かいことですが、6ページの国指定登録選定等の取り組みについての、登録有形文化財の登録の最初の鈴木家住宅の一行目の文章を変えた方がいいと思います。その文章のところで「東日本大震災の津波によって全喪失した」という表現が出てきたのですが、これ、原因と結果の関係が逆になっておりまして、2011年東北地方太平洋沖地震とそれに伴う津波によって引き起こされた災害を東日本大震災と呼ぶのであって、「震災の津波」という言い方は逆になってしまうので、正しくは、「2011年東北地方太平洋沖地震の津波……」、がよろしいのかなと思います。

○白崎

ありがとうございます。以後、同様の表現を使う場面ではしっかりと修正します。

○永広会長

この方が皆さん分かりやすいので、皆さんすぐに東日本大震災の、という言い方をされるのですが、大震災というのは結果ですのでよろしくお願いします。

○白崎

改めます。

○永広会長

その他、質問等ございますか。

松島部会も少し件数が少なくなってきたようですし、権限委譲の成果が出てきていると

ということで、文化財行政、少しずつは正常な方向というか、少し余裕のある方向に行っているのかもしれませんが、まだいろいろたくさんの課題が残されていますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

その他何かございますか。もしも御意見ないようでしたら、本日の報告事項、文化財報告に関わる諸報告に関しては、一応、これでまでとさせていただきますと思ひます。

その他ですけれど、委員の先生方から何か話題はございますでしょうか。

委員の先生からなければ事務局から何かございますでしょうか。

○高橋課長

特にございません。

○永広会長

それでは、何も無いようでしたら以上で、本日の議事の一切を終了いたします。御協力ありがとうございました。

○司会（金野総括）

会長をはじめ、委員の先生方、長時間に渡り御審議をいただきまして、大変ありがとうございました。これを持ちまして、令和5年度第2回宮城県文化財保護審議会を終了いたします。